

# 富山県景観条例(抄)

平成14年9月30日 富山県条例第45号

### (目的)

第1条 この条例は、景観づくりについて、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観づくりの基本となる事項を定めることにより、地域の特性を生かした優れた景観の保全及び創造を図り、もって水と緑といのちが輝く美しい県土の形成に資することを目的とする。

### (基本理念)

第3条 景観づくりは、優れた景観が県民にとって貴重な財産であることにかんがみ、優れた景観が次代に適切に継承されることを旨として、行われなければならない。  
2 景観づくりは、本県のかげがえのない美しく豊か自然を守り、地域の歴史、文化等の個性を生かし、水と緑で彩られ、魅力あふれる景観を創ることを旨として、行われなければならない。  
3 景観づくりは、県民の景観づくりの心を基本として、県民の主体的かつ積極的な取組を通じて、行われなければならない。  
4 景観づくりは、景観が人の社会的経済的活動の展開の中で形成されていくものであることにかんがみ、県、市町村、県民及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進されなければならない。

### (県の責務)

第4条 県は、前条に定める景観づくりについて基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、景観づくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。  
2 県は、景観づくりにおいて、県民、事業者及び市町村の主体的な取組に配慮しつつ、先導的な役割を担うよう努めるものとする。  
3 県は、景観づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重するとともに、県民、事業者及び市町村の意見を反映するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、県の施策と相まって、地域の特性に応じた景観づくりに関する施策を推進するよう努めるものとする。

### (県民の責務)

第6条 県民は、基本理念について理解を深め、身近な景観づくりに努めるとともに、相互に協力して地域における景観づくりを推進するよう努めるものとする。  
2 県民は、県及び市町村が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、事業活動を行う場所及びその周辺における景観づくりに努めるとともに、事業活動を通じて地域における景観づくりに寄与するよう努めるものとする。  
2 事業者は、県及び市町村が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (景観づくりの基本方針)

第8条 知事は、景観づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本となる方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

### (県民等の参加の促進)

第12条 県民及び事業者は、自らの活動が景観づくりに果たす役割を理解し、家庭、地域等における緑化、美化その他の身近な景観づくりに関する活動を積極的に行うよう努めるものとする。  
2 県は、県民及び事業者の景観づくりに対する理解が深まり、景観づくりに関する活動への参加が促進されるよう市町村、関係機関等と協力して、景観づくりに関する情報の提供、普及啓発、教育、学習の支援、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (景観づくり住民協定)

第13条 地域の住民等は、一定の区域を定め、当該区域の景観づくりに関する協定であって規則で定める要件に該当するもの(次項において「景観づくり住民協定」という。)を締結したときは、知事に対し、その旨及びその内容を届け出ることができる。  
2 知事は、前項の規定による景観づくり住民協定の届出があったときは、その内容を公表するものとする。

### (特定事業者景観づくり協定)

第14条 知事は、景観づくりを推進する上で特に必要があると認めるときは、規則で定める事業者に対し、景観づくりに関する協定(次項において「特定事業者景観づくり協定」という。)を締結するよう要請することができる。  
2 知事は、前項の規定により特定事業者景観づくり協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

### (水辺の景観づくり)

第15条 県は、水辺の景観づくりを推進するため、多様な生態系に配慮しながら、水に親しむ施設の整備、水辺の緑化、浄化用水の導入その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
2 知事は、水辺の景観づくりのために必要があると認めるときは、県以外の当該水辺を管理する者に対し、必要な協力を要請するものとする。

### (花と緑による景観づくり)

第16条 県は、花と緑による景観づくりを推進するため、その設置し、又は管理する学校、公営住宅、庁舎等の施設について、計画的な緑化に努めるものとする。  
2 県民又は事業者は、その住居又はその所有し、若しくは管理する工場その他の事業所の緑化に努めるものとする。

### (ふるさとの記念物の指定)

第18条 知事は、地域の住民に親しまれ、その地域の風土と一体となって優れた景観を形成している建造物、遺跡、名勝地等を保存するため、市町村長の申出により、当該建造物、遺跡、名勝地等をふるさとの記念物として指定することができる。

### (ふるさとの記念物の保存)

第19条 ふるさとの記念物の所有者等及び地域の住民は、当該ふるさとの記念物の適切な保存に努めるものとする。  
2 県は、ふるさとの記念物の保存のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (公共事業の景観づくり指針)

第21条 知事は、公共事業に係る景観づくりのための指針(以下「公共事業の景観づくり指針」という。)を定めるものとする。

### (公共事業の景観づくり指針への適合等)

第22条 公共事業を実施する者は、当該公共事業が公共事業の景観づくり指針に適合するよう努めなければならない。  
2 知事は、景観づくりのために必要があると認めるときは、県以外の公共事業を実施する者に対し、当該公共事業について公共事業の景観づくり指針に適合するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

### (大規模行為の景観づくり基準)

第23条 知事は、次に掲げる行為であって規則で定める規模を超えるもの(以下「大規模行為」という。)に係る景観づくりのための基準(以下「大規模行為の景観づくり基準」という。)を定めるものとする。  
(1) 建築物等の新築、増築、改築又は移転  
(2) 建築物等の外観の変更  
(3) 土地の区画形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む。)  
(4) 屋外における物品の集積又は貯蔵  
(5) 鉱物の掘採又は土石の類の採取

### (大規模行為の景観づくり基準への適合)

第24条 大規模行為をしようとする者は、当該大規模行為が大規模行為の景観づくり基準に適合するよう努めなければならない。

### (大規模行為の届出)

第25条 大規模行為をしようとする者は、当該大規模行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該大規模行為の種類、場所、内容、着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

### (指導又は助言等)

第26条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、景観づくりのために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、大規模行為の景観づくり基準に基づき、必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。  
3 知事は、第1項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わない場合において、景観づくりを推進する上で著しい支障があると認めるときは、当該指導に従うよう勧告をすることができる。  
7 知事は、第3項又は第4項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

### (国等が行う大規模行為)

第27条 国等が行う大規模行為については、前2条の規定は適用しない。  
2 知事は、国等に対し、大規模行為の実施における景観への配慮状況その他必要と認める事項について、報告を求めることができる。  
3 知事は、景観づくりのために必要があると認めるときは、国等に対し、大規模行為の景観づくり基準に適合するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

### (景観づくり重点地域の指定)

第29条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、景観づくりを推進する上で重要な地域を景観づくり重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。  
(1) 山岳、海岸、河川等の豊かな自然景観を有する地域  
(2) 伝統的な町並み又は歴史的若しくは文化的な遺産を有する地域  
(3) 緑豊かな田園景観を有する地域  
(4) 良好な市街地景観が形成されている地域又はその形成が見込まれる地域  
(5) その他景観づくりを推進する上で必要と認められる地域

### (重点地域基本計画)

第30条 知事は、重点地域を指定するときは、当該重点地域における景観づくりに関する基本計画(以下「重点地域基本計画」という。)を定めるものとする。

### (特定行為の景観づくり基準)

第32条 知事は、重点地域基本計画に基づき、当該重点地域において行われる次に掲げる行為であって地域の特性を考慮し、その実施が周辺景観に影響を与えるものとして規則で定めるもの(以下「特定行為」という。)に係る景観づくりのための基準(以下「特定行為の景観づくり基準」という。)を定めるものとする。  
(1) 第23条第1項各号に掲げる行為  
(2) 木竹の伐採

### (特定行為の景観づくり基準への適合)

第33条 特定行為をしようとする者は、当該特定行為が特定行為の景観づくり基準に適合するよう努めなければならない。

### (特定行為の届出等)

第34条 特定行為をしようとする者は、当該特定行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該特定行為の種類、場所、内容、着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。  
4 第26条の規定は、第1項又は第2項の規定による届出について準用する。

### (ふるさと眺望点の指定)

第37条 知事は、優れた景観を眺望できる地点をふるさと眺望点として指定することができる。

### (利用のための措置)

第38条 県は、市町村と連携し、ふるさと眺望点が県民及び県を訪れる者によって広く利用されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (設置及び所掌事務)

第41条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、富山県景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。  
(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項

### (顕彰)

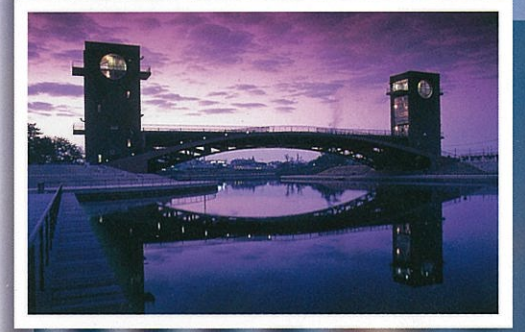
第44条 知事は、景観づくりに関し顕著な功績のあった者又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

### (施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。



水と緑といのちが輝く景観づくり



## 富山県景観条例のあらまし

このパンフレットに関するお問い合わせは

資源有効活用のため、再生紙を使用しています。

富山県土木部建築住宅課

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 TEL:076(444)9661 FAX:076(444)4423

インターネット(お問い合わせフォーム) [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1507/form.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/form.html)



# 富山県景観条例のあらまし

私たちのふるさと富山は、立山連峰や黒部峡谷に代表される世界的な山岳景観、砺波平野等に広がる美しい散居村、世界遺産に登録された五箇山の合掌造り集落、歴史と伝統が息づく町並みなど、すばらしい自然景観や歴史的・文化的な景観に恵まれています。

こうした景観は、先人から受け継いだ誇りある県民共有の貴重な財産であり、よりよい形で次代に伝えていくことは、私たちに与えられた課題ではないでしょうか。

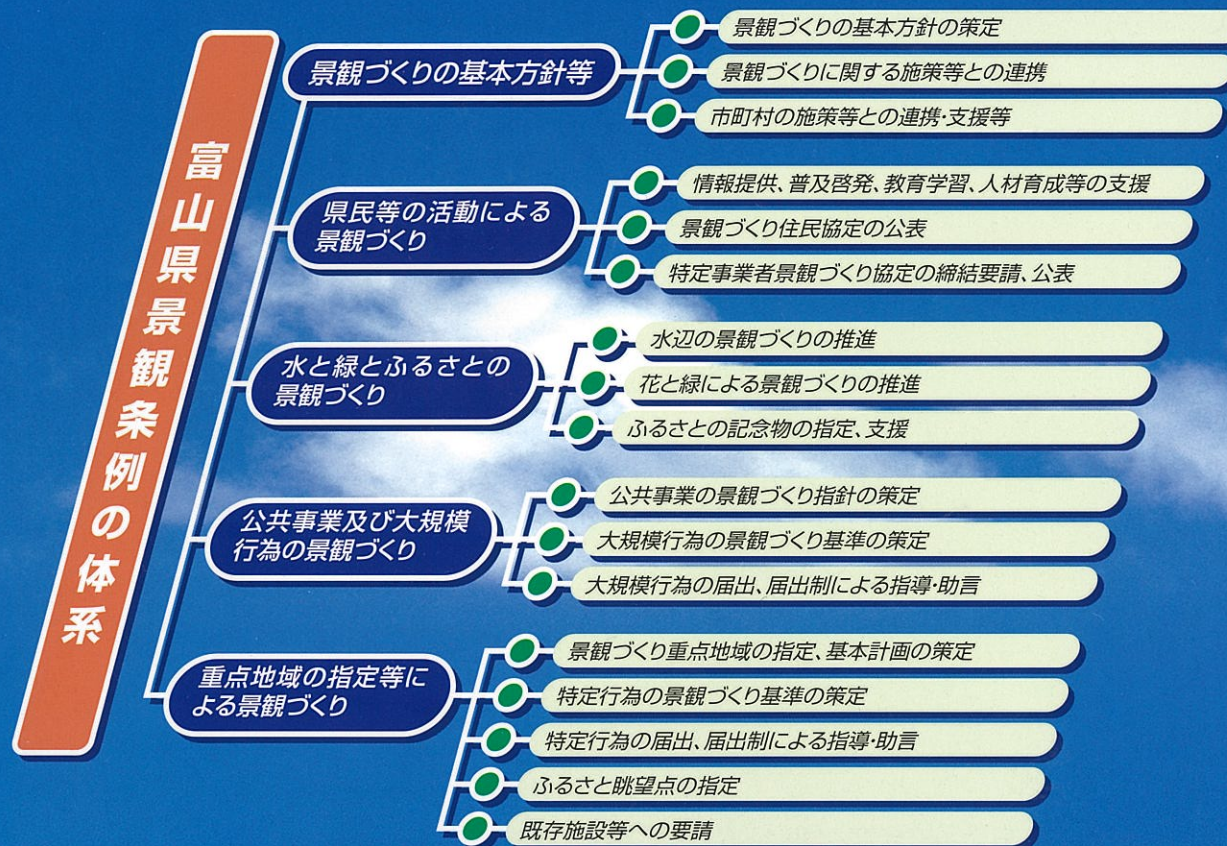
富山県景観条例は、ふるさとの景観を守り、育て、創りあげることにより、暮らしにうるおいや安らぎを実感できる美しく快適な環境をつくるために、制定しました。

(施行:平成15年4月1日)

この景観条例をもとに、県・市町村・県民・事業者が力をあわせ、誇りと愛着を持てるうるおいある景観をつくりあげましょう。



地域の特性を生かした優れた景観の保全及び創造を図り、水と緑といのちが輝く美しい県土をつくる





# ○景観条例のポイント

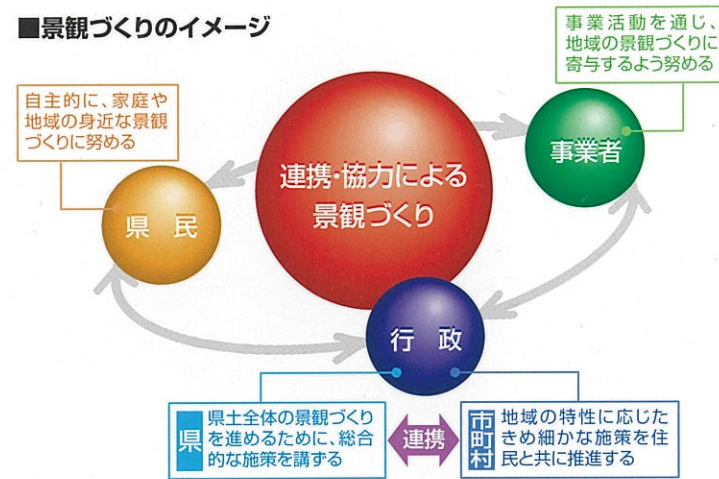
## それぞれの役割



景観づくりを、県、市町村、県民、事業者が適切に役割分担し、相互の連携と協力の下に推進していくために、それぞれの責務を次のとおり定めています。

- 県** 景観づくりに関する総合的な施策を策定し、実施します。景観づくりに先導的な役割を果たします。
- 市町村** 地域の特性に応じた景観づくりに関する施策を推進するよう努めます。
- 県民** 身近な景観づくりに努めるとともに相互に協力して地域における景観づくりを推進するよう努めます。
- 事業者** 事業活動を行う場所及びその周辺の景観づくりに努めるとともに、事業活動を通じて地域における景観づくりに寄与するよう努めます。

### ■景観づくりのイメージ



## 景観づくり 住民協定



自治会や町内会、商店街などの一定の区域において建築物の形態、意匠、色彩、敷地の緑化などについての取り決めをした場合に、富山県の景観づくりに資するものについては、「景観づくり住民協定」として広く県民に知っていただくため、公表します。



## 特定事業者 景観づくり協定



県は、必要に応じて、地域の景観に大きな影響を与えるような規模の事業者と、景観づくりに関する協定を締結し、事業者の景観づくりへの取り組みを広く県民に公表します。



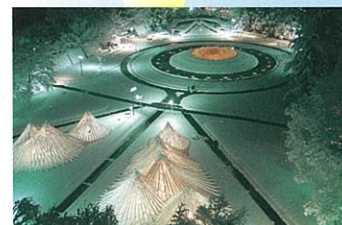
## 基本理念



次の4つの事項を基本理念として掲げています。

- 優れた景観を貴重な財産として、次代に適切に継承する。
- 美しく豊かな自然を守り、地域の歴史、文化等の個性を生かし、水と緑で彩られ、魅力あふれる景観を創る。
- 県民の景観づくりの心を基本として、県民の主体的な取組を通じて行う。
- 県、市町村、県民及び事業者の相互の連携と協力の下に推進する。

## 基本方針等



- 景観づくりを総合的・計画的に推進するための基本となる方針(=基本方針)を定めます。
- 景観に関連する法令、県条例等に基づく施策との有機的な連携を図ります。
- 市町村の施策等との連携を図ります。
- 市町村が行う景観づくりに対する支援及び県民等が行う景観づくり活動に対する支援を行います。

## 啓発・援助等



県民、事業者の皆さんの景観に対する理解が深まり、自発的に景観づくりに参加されるよう、

- 景観づくりに関する情報の提供
- 景観教育、学習支援
- 景観づくりの功績・優良な事例の顕彰

など、必要な支援を行います。





## 水と緑の 景観づくり



水や緑はうるおいある景観づくりを進める上で景観に彩りを添える大きな要素です。このため、「水辺の景観づくり指針」、「花と緑による景観づくりの指針」を定め、県自ら積極的に取り組むとともに、県民・事業者等への協力をお願いします。



## ふるさとの 記念物の指定



地域で親しまれ、風土と一体となって優れた景観を形成している建造物、遺跡、名勝地等を市町村長の申出に基づき「ふるさとの記念物」として指定し、必要な支援をします。



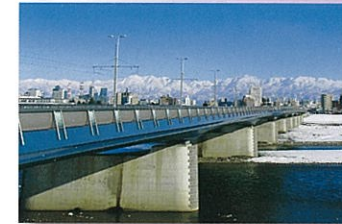
## ふるさと眺望点 の指定



本県の特質である優れた眺望景観を活用するため、「ふるさと眺望点」を指定し、広く紹介します。



## 公共事業の 景観づくり



道路や橋、庁舎の建設などの公共事業は、周辺景観に大きな影響を与えます。県は、「公共事業の景観づくり指針」をもとに公共事業を進め、先導的な役割を果たします。また、国、市町村等に対しても、この指針に配慮するよう要請します。

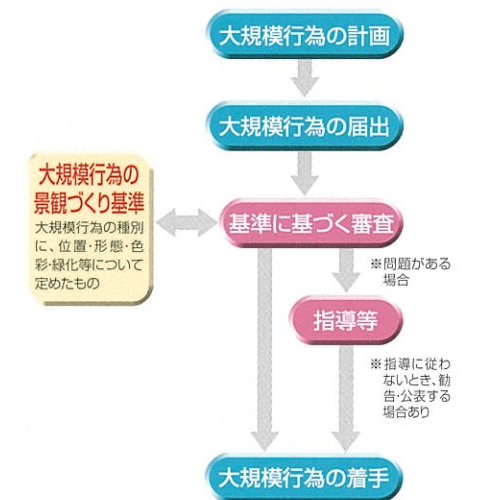


## 大規模行為 の届出



- 大規模な建築物、工作物などの  
 新增改築
- 大規模な土地の造成
- 大規模な屋外での物品の集積
- 大規模な土砂等の採取 など

は、地域の景観に大きな影響を与えます。このため、これらの行為を行う場合は、「大規模行為の景観づくり基準」に適合するよう努めてもらうとともに事前に届出をしていただきます。



## 景観づくり 重点地域の指定



富山県内の優れた景観の中でも特に、

- 県民に親しまれ県の顔となる地域
- 新たに良好な景観を形成していく地域

を「景観づくり重点地域」として指定します。

景観づくり重点地域では、その地域の特性に応じた

- 重点地域基本計画(景観づくりの計画)
- 特定行為の景観づくり基準 をつくります。

建築物の新築など、景観に影響を与える行為(=特定行為)について事前に届出をしていただき、重点地域基本計画に基づく景観づくりが図れるよう適切に指導します。

